

# 終活サポートのご案内



イラスト：ChatGPT 作成

中央区福祉保健部高齢者福祉課

TEL 03-3546-5353

※ このリーフレットの内容は令和7年9月時点のものです。

## ● 「身寄りがなく急病や孤独死の不安がある」「葬儀をしてくれる人がいない」「死後の家財の処分は、、、」

### (1) あんしん居住制度【公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター】TEL:03-5989-1784

見守りなどのサービスを提供することで、急病や孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるよう支援する制度です。

#### A 見守りサービス

安否の確認や緊急時の対応サービスを行います。

#### B 葬儀の実施

ご契約した方が亡くなった場合、葬儀(火葬のみ)を手配します。

#### C 残存家財の片付け

ご契約した方が亡くなった場合、残存家財の片付けを行います。

※A・B・C のサービスは、単独でも、組み合わせでも、ご利用できます。

※預り金タイプと、賃貸住宅(50㎡未満)の場合は、BC セットの月払いタイプの料金プランあり(月払いタイプは年齢制限・告知事項等条件あり)

費用等詳細については、東京都防災・建築まちづくりセンター (TEL : 03-5989-1784) にお問合せください。

#### <あんしん居住制度HP>

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>



中央区では急病などの緊急時にボタンを押すと救助を受けることができる緊急通報システムの設置サービスを行っていますので、そちらもご検討ください。

#### <緊急通報システムHP>

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0028/kenkouiryou/koureikaigo/zaitakuiryou/zaitakushienservice/koreisyasetai/kinkyu.html>



※あんしん居住制度を利用した場合の費用助成あり【中央区都市整備部住宅課計画指導係】TEL:03-3546-5466

### (2) 東京住まいの終活ガイドブック【東京都住宅政策本部民間住宅部計画課】TEL:03-5320-7489

高齢者やその家族等が住まいの終活を行うために必要な、家財整理の進め方やいざというときに備えるための関連制度、相談窓口などを記載しています。

#### <東京住まいの終活ガイドブックHP>

[https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/akiya/shuukatsu\\_guidebook.html](https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/akiya/shuukatsu_guidebook.html)



### (3) 死後事務委任契約公正証書の作成【公証役場】

葬儀などの手続、未払いの病院費用の支払、公共料金の解約清算、家財道具等の遺品整理などを、あらかじめ信頼できる親族や第三者(法人を含む)に委任する契約で、公証役場で公正証書として作成するものです。

## ● 「これから先の住居に不安がある」

### (1) 住み替え支援【中央区高齢者福祉課高齢者サービス係】TEL:03-3546-5355

住宅を確保することが困難な高齢者を対象に、(公社)東京都宅地建物取引業協会第一ブロックの協力を得て「住み替え相談」(毎月第2・第4火曜日。区役所 1 階区民相談室。電話予約が必要です。)を行い、民間賃貸住宅への住み替えを支援します。支援の内容は、① 借家人賠償保険の加入 ② 成約協力金(貸主への一時金)③ 緊急通報システムへの加入 などです。

#### <住み替え相談HP>

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0028/kenkouiryou/koureikaigo/zaitakuiryou/zaitakushienservice/koreisyasetai/sumikae.html>



## (2) 家賃債務保証制度【一般財団法人 高齢者住宅財団】TEL:03-6880-2781

賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担います。

※制度利用時の保証料助成あり【中央区都市整備部住宅課計画指導係】TEL:03-3546-5466

<家賃債務保証制度HP>

[https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent\\_guarantees/](https://www.koujuuzai.or.jp/service/rent_guarantees/)



## (3) 区立住宅、区営住宅、借上住宅、高齢者住宅（シルバーピア）

【中央区都市整備部住宅課住宅管理係】TEL:03-3546-5467

住宅に困窮している方のために、区立住宅、区営住宅、借上住宅、高齢者住宅（シルバーピア）を設置しています。あき家が生じた場合に募集時期に「区のおしらせ」に掲載します。借上住宅（民間住宅を借り上げたもの）については、現在入居申込みを受け付けていません。

<公的住宅HP>

<https://www.city.chuo.lg.jp/kurashi/sumai/koutekijuutaku/index.html>



## (4) 高齢者向け優良賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅・セーフティネット住宅（高齢者専用住宅）

【中央区都市整備部住宅課計画指導係】TEL:03-3546-5466

東京都の認定を受けて建設されたバリアフリーの民間賃貸住宅で、緊急通報・安否確認・生活支援などの見守りサービスを提供し、高齢者に配慮した住宅です。あき家が発生した時点で抽選を行いますので、あらかじめ待機者として登録することが必要です。

<高齢者向け優良賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅・セーフティネット住宅（高齢者専用住宅）>

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0042/kurashi/sumai/koutekijuutaku/goannai.html>



## ● 「介護や終末医療について、あらかじめ決めておきたい」

### ACP普及啓発小冊子「わたしの思い手帳」【東京都保健医療局医療政策部医療政策課】TEL:03-5320-4417

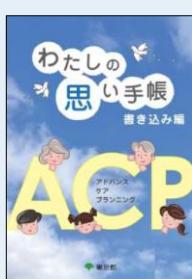
ACPの具体的なやり方、よくある悩みや知っておきたい医療や介護のことを掲載した冊子です。

ACPとは・・・

アドバンス・ケア・プランニングの略称で、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や大切な人、医療・介護ケアチームと繰り返し話し合い共有する取組のことです。

<「わたしの思い手帳」HP>

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryō/iryō\\_hoken/zaitakuryouyou/acp\\_booklet.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryō/iryō_hoken/zaitakuryouyou/acp_booklet.html)



## ● 「将来認知症になったときが不安」「お金の管理がだんだんできなくなってきた」

### (1) 権利擁護支援事業【中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター「すてっぷ中央」】TEL:03-3206-0567

高齢者や認知症・知的障害・精神障害・身体障害のある方で、以下のようなことに困っている方が利用できます。

・福祉サービスの利用手続き、利用料の支払いが難しいので手伝って欲しい。

・預貯金の出し入れが自分でできないので、代わりに行って欲しい。

・通帳や権利証などの大事なものを家に置いておくのは不安なので預かって欲しい。

(次ページに続きます)

## <権利擁護支援事業のサービス内容>

- ① 福祉サービスの利用援助(基本サービス) ② 日常的な金銭管理サービス ③ 書類等預かりサービス

### (2) 成年後見支援事業【中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター「すてっぷ中央】TEL:03-3206-0567

判断能力が不十分な方の不安を解消し、権利と財産を守る「成年後見制度」に関する以下の事業を行っています。

- ① 一般相談 ② 専門の弁護士による福祉法律相談 ③ 制度の利用支援(申立書類作成支援、候補者紹介等) ④ 後見報酬などの費用助成 ⑤ 親族後見人への支援

(1) および (2) について : <成年後見支援センター「すてっぷ中央」HP>

<https://www.shakyo-chuo-city.jp/jigyo/stepchuo>



### (3) 任意後見契約公正証書の作成【公証役場】

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、自分が信頼できる人（任意後見人）に財産管理などを委任する契約を、公証役場で公正証書として作成するものです。

### ● 「遺言を残したい」「自分の死後、遺産などが適切に処理されるか心配」

#### (1) 自筆証書遺言書保管制度【東京法務局供託第一課(遺言書保管担当)】TEL:03-5213-1441

自筆で作成した遺言書を、法務局で保管する制度です。

<自筆証書遺言書保管制度HP>

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



遺言書ほかんガルー

#### (2) 遺言公正証書の作成【公証役場】

自筆証書遺言に比べ、法律の専門家である公証人が作成するため、あらゆる点で安心安全な遺言となります。

※ 区では毎月第1水曜日に遺言・公証相談を実施しています。(要予約 TEL:03-3546-9590)

### ● 「これから何をすべきか考えたい」

#### (1) 私のエンディングノート【中央区高齢者福祉課高齢者活動支援係】TEL:03-3546-5334

自分の気持ちを整理して、これから先の人生を有意義なものにしましょう。

区役所本庁舎、各特別出張所、各敬老館、各おとしより相談センター等で配布しています。



#### (2) 高齢者福祉事業のしおり【中央区高齢者福祉課高齢者福祉係】TEL:03-3546-5353

高齢者福祉に関する事業を取りまとめた冊子です。

区役所本庁舎、各特別出張所、各敬老館、各おとしより相談センター等で配布しています。

<高齢者福祉事業のしおりHP>

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0028/kenkouiryou/koureikaigo/koureisha-shien/2018fukusizigyounosiori.html>

